

インド独立と藩王国の統合

——藩王国省のハイダラーバード政策——

井 坂 理 穂

はじめに

- I インド独立前のハイダラーバード藩王国
- II イギリスのインド撤退と藩王国
- III インド政府とハイダラーバード藩王国との交渉過程
- IV 警察行動とハイダラーバード藩王国の統合
- V インド憲法と藩王国の消滅

はじめに

1947年8月15日にインドはイギリスから「自治領」として独立した。しかし、この時にインド政府が完全に支配権を握った領域は、厳密には、現在のインド領に当たる面積の約半分にすぎなかった。残りの部分には、いまだにインド政府がその内政に干渉できない多数の半独立国が存在していたのである。こうした事態は、イギリス統治時代のインド帝国が、イギリスの直接統治下におかれた「英領インド」(British India)と、イギリスのいわば間接統治下におかれた多数の「藩王国」(princely states, Indian states)との、両者から構成されていたことに由来していた。

藩王国は、イギリス進出以前のインド亜大陸に存在した、多数の王侯領地の名残であった。これらの王侯領地を支配する「藩王」(princes)は、イギリスによるインド植民地化の過程で、イギリスと条約を結ぶことによってその領地の

存続を認められた。すなわち、彼らは、イギリスの「至上権」(paramountcy)とそれに関わる諸権利を認めるかわりに、イギリスによって、領内における彼らの内政権を、限定付きながら保証されたのである。藩王国は数にして550から600程度存在し、合計ではインド帝国総面積の45%, 総人口の24% (1941年時点) をも占めていた^(注1)。これに対して、イギリスに完全に併合されて、その直接統治下におかれた領土は、「英領インド」と呼ばれ、いくつかの州に分けられていた。

M・K・ガーンディーの活躍するような反英独立運動が展開されたのは、主に英領インドの部分であった。したがって、イギリスのインド撤退が決定した時点でも、問題とされたのはもっぱら英領インドをめぐる処置であった。このときに特に关心が集中したのは、英領インドをインドとパーキスタンとに分割して独立させるべきか否かという大問題であった。その結果、藩王国の位置づけについては、十分に論じられる間もないまま、基本的にはこれを独立前と同様の半独立国の状態で残しておく形で、インドは独立を迎えたのである^(注2)。

しかしこれらの藩王国は、1950年1月26日のインド憲法施行の時点までに姿を消し、その地域はインドの州編成の中に組み込まれ、インドと同様の政治制度の下におかれることになる。

本論は、ハイダラーバード (Hyderabad) 藩王国を取り上げ、この藩王国がいかにしてその半独立性を失い、インド政府の下に統合されていったのかを検討する。特に、インド政府内で藩王国統合作業に携わったヴァッラブバーイ・パテール (Vallabhbhai Jhaverbhai Patel)^(注3) や、その管轄下にあった藩王国省に焦点を絞り、そこではどのような観点から、いかなる藩王国統合政策が採られていたのかを明らかにしたい。この問題は、独立直後のインド政府による国家統合の性格を考える上で重要であり、そこでの国民会議派の役割・特徴を再評価する手がかりにもなると考えられる。

全体的な藩王国の統合過程に関しては、V·P·メーノーンの著書^(注4)が有名である。これは主に、インド政府と各藩王国の政府との間の交渉過程をまとめたものであるが、インド政府が公的な交渉以外の場で、何をどのような目的で行なっていたのかは、必ずしも明確にされていない。また、ハイダラーバードの統合に関しては、主に以下の2種類の著述がある。ひとつは、統合の過程を「解放闘争」史として肯定的に捉えたものである^(注5)。この著述の特徴は、ハイダラーバード内部の民衆運動の様子を、ハイダラーバード藩王国会議派を中心に描き、しかもその運動の延長線上に「解放」——ハイダラーバードのインドへの統合——を位置づけている点である。ここには、民衆運動とインド政府の政策との間の矛盾は全く表われていない。これに対して、両者の矛盾を浮き彫りにしているのが、ハイダラーバード内の民衆運動、なかでも共産党勢力の内部の視点から書かれた著述である^(注6)。こうした著述に見られる傾向は、彼らの運動自体のもっていた意義・役割を評価

するとともに、この運動がインド政府の藩王国政策を変更させ、規定した点を強調する点である。そこでは、当時のインド政府の政策決定に関係した他のさまざまな要因については、十分に考慮されていない。

上記のような著述に対して、本論は、インド政府内部の資料を用いて、インド政府の公式・非公式の政策を初期の段階から検証することによって、これまでとは異なる視点でハイダラーバード統合を描くものである。

なお、本論で中心的に用いた資料は、パテール記念協会の保管するパテール文書である^(注7)。この中には、ハイダラーバード藩王国の統合に関する書簡、報告書、声明・演説の草稿、政府・藩王国省内の会合の記録などが含まれている。このうち書簡は『サルダール・パテール書簡集 1945~50年』の第7巻に収録されているが^(注8)、その他のものは未刊行である。この他に本論では、藩王国省文書、全インド藩王国人民会議（後述）文書、当時の新聞、ネルー関連の資料集、関係者の回顧録などを隨時利用している。

(注1) Government of India, Ministry of States, *White Paper on Indian States* (New Delhi, 1950), p. 17. この白書によれば、バトラー委員会（1929年に報告書）やサイモン委員会（30年に報告書）は、藩王国の総数を 562 と規定し、合同議院委員会（34年に報告書）は 600 と規定している。その他にも、出典によって藩王国の総数には相違がある。

(注2) 独立後にパーキスタン領に含まれたのは、10程度の小藩王国にすぎなかった。

(注3) ヴァッラブバーイ・パテール (1875~1950 年、通称「サルダール」) は、インド国民会議派の重鎮であり、独立後のインドでは副首相・内相・情報放送相・藩王国相を兼任した。彼は、インド独立運動におけるグジャラート出身の代表的な指導者としても知られている。

パテールに関する邦文の論文には、山口博一「サルダール・ヴァッラブバーイー・パテル試論——現代インドへの一観角——」(山口博一編『現代インドの研究』アジア経済研究所 1972年) 1~41ページ／同「現代インド政治の起点——『サルダール・パテル書簡集』の研究——」(『アジア経済』第25巻第5・6号 1984年6月) 210~222ページ、などがある。

(注4) V. P. Menon, *Integration of the Indian States* (Madras: Orient Longman, 1956).

(注5) このうち、代表的な文献は以下のとおりである。N. Ramesan ed., *The Freedom Struggle in Hyderabad*, vol. 4 (Hyderabad: Andhra Pradesh State Committee, 1966) / Sarojini Regani, *Highlights of the Freedom Movement in Andhra Pradesh* (Hyderabad: Government of Andhra Pradesh, 1972).

(注6) 民衆運動の活動家の著作については、第III節を参照。なお、これらの活動家による著作とは別に、ハイダラーバード内の民衆運動の展開を詳細に追った研究として、以下のものがある。Lucien D. Benichou, "From Autocracy to Integration" (Ph. D. diss., University of Western Australia, 1985) / V. K. Bawa, *The Last Nizam* (New Delhi: Viking, 1992).

(注7) Vallabhbhai Patel Papers (Sardar Vallabhbhai Patel Memorial Society, Ahmedabad 所蔵)。以下、Patel Papersと略記。

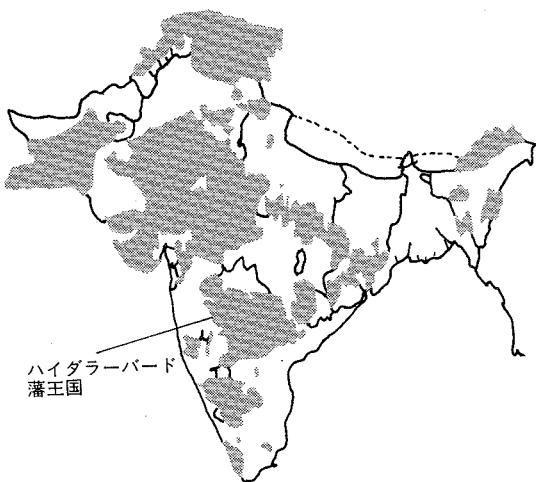
(注8) Durga Das ed., *Sardar Patel's Correspondence 1945-50*, vol. 7 (Ahmedabad: Navajivan, 1973)。以下、Das, SPCと略記。

I インド独立前のハイダラーバード藩王国

ハイダラーバード藩王国はデカン高原にある内陸国で(図1参照)、「インドの腹部」とも言われる位置にあった。1931年センサスによれば、その人口は1400万人余りで藩王国の中で第1位であり、面積は8万2698平方キロメートルで第2位であった(注1)。

この藩王国の藩王はムスリムで、彼らは代々

図1 インド・パーキスタン分離独立前



(注) アミの部分が藩王国。

「ニザーム」(統治者)と呼ばれた。始祖のミール・カムルッディーン(Mir Qamru'd-Din)は、ムガル皇帝の下でデカン地方の長官の地位にあったが、1724年にこの地を事実上、帝国から独立させる。しかし18世紀後半からは、インド亜大陸に進出を始めたイギリスとの間に次々と条約を締結することを余儀なくされ、19世紀までには、完全にイギリスとの従属的同盟の関係に入った(注2)。

ハイダラーバード藩王国では、その藩王、すなわちニザームはムスリムであったが、住民の圧倒的多数を占めるのはヒンドゥーであった。1931年のセンサスによれば、宗派別の人口構成はムスリムが11%、ヒンドゥーが84%で、ムスリム人口は都市に集中している(注3)。

ムスリムは、この藩王国の支配層の大きな部分を占めていた。たとえば官僚、なかでも重要な部局に勤め、官報に記載される上級官僚の間でのムスリムの割合は、8割近くに及んでいる(注4)。また、大土地保有者である大ジャーニー

ールダールの間でも、ムスリムの存在が顕著であった^(注5)。一方、ハイダラーバードのヒンドゥーは、地域ごとに3つの言語集団に分かれていた。すなわち、東部のテランガーナ地方にはテルグ語人口が、北西部のマラートワーダー地方にはマラーティー語人口が、南西部のカルナータカ地方にはカンナダ語人口が分布していたのである（図2参照）。1931年センサスによれば、これらの各言語集団がハイダラーバード全人口に占める割合は、それぞれ48%、26%、11%であった^(注6)（なおムスリムについては、その多くはウルドゥー語を使用していた）。

ハイダラーバード藩王国の統治機構としては、1893年に内閣参事会と立法参事会が設立されており、前者は1919年に行政参事会に再編されている。これらはいずれもニザームの諮問機関にすぎず、民間からの参与も大きく限定されていた。この統治機構の再編問題などをめぐる議論の中で、主に1920年代から、民間の政治組織が結成され始める。このうち、後の藩王国統合に関わることになるのは、以下の3組織であった。

図2 ハイダラーバード藩王国



まず、体制側の政治組織として、1927年に設立されたムスリム統一協会 (Majlis-e-Ittehad-ul-Muslimeen) があげられる。この組織は、ムスリムの統合やその利益の保護を目的とし、ニザームとその体制を積極的に支持していた^(注7)。後にハイダラーバードがインドに統合されるにあたって、最も強く反発したのはこの組織である。

次に反体制側の組織だが、第1にあげられるのはハイダラーバード藩王国会議派 (Hyderabad State Congress, 以下、藩王国会議派と略記) である。これは1938年9月に公式に発足するはずであったが、その直前にニザーム政府によって非法化された。これが原因となって、藩王国会議派は、同年10月からサティヤーガラハ（非暴力抵抗運動）を開始している^(注8)。ニザームと対立していたとはいえ、インド独立以前にこの組織が目標として掲げていたのは、あくまで「ニザームの下での」責任政府の樹立であった。また、重要な点は、藩王国会議派はインド国民会議派、特にガーンディーの影響を受けていたとはいえ、国民会議派に帰属する組織ではなかったことである^(注9)。すなわち、この組織は公的には国民会議派とは別個のものであり、国民会議派の規約・直接的な統制の外におかれていった。

その他に触れておくべき組織として、1930年に設立されたアーンドラ大協会 (Andhra Mahasabha) がある。この組織は名前の通り、テルグ語圏のテランガーナ（アーンドラ）地方を基盤としていた。アーンドラ大協会がハイダラーバード政治の上で重要性をもつのは、この組織の指導部が共産党勢力に握られた1944年以降である。1946年7月から始まる有名なテランガーナの農民闘争は、この組織によって指導された。

(注1) *Census of India 1931*, vol. 1, pt. 2 (Delhi, 1933), pp. 2-3 (以下, *Census* と略記)。

(注2) ハイダラーバードをはじめとして、イギリスと条約を締結した主要な藩王国は、軍事・外交に関してはイギリスに支配されたが、内政権は基本的には藩王が保持した。ただし、イギリスは状況次第では、その駐在官などを通して、藩王国の内政に容易に介入できる仕組みであった。ちなみに、イギリスの藩王国政策は、1857年のインド大反乱を境に大きく転換している。それまでは、イギリスは口実を設けては積極的に藩王国を取りつぶし、これを英領インドに併合するという強行路線を探っていた。しかし大反乱以降は、むしろ藩王国をイギリス支配の支柱として、また、英領インドで展開され始めた反英運動に対する防波堤として、保護・利用する方針を探るようになる。

(注3) たとえば首都のハイダラーバード市とこれに隣接するシカンダラーバード市ののみを取り出した場合では、ムスリム41部、ヒンドゥー51部と、両者の人口は均衡状態に近くなっている。*Census*, vol. 1, pt. 2, p. 437, pp. 48-51。

(注4) *The Civil List*, 1931. ただしムスリム官僚といつても一様ではなく、彼らはハイダラーバード出身者「ムルキー(Mulki)」と、ハイダラーバード外部の出身者「ノン・ムルキー(Non-Mulki)」とに大きく分かれている。これについては、Karen Leonard, "Hyderabad: The Mulki-Non-Mulki Conflict," in *People, Princes and Paramount Power*, ed. Robin Jeffrey (Delhi: Oxford University Press, 1978), pp. 65-106.

(注5) この藩王国の面積の4割から5割は、政府保有地(Diwani)ではなく、ジャーギール(給与地)であった。ジャーギールとは、藩王が臣下に対して、軍隊の維持やサービスの報奨として授与した土地である。その他に、もともと土着の支配者が保有していた土地で、彼らがニザームに貢納金を支払うことでその保有権を認められた、という形のジャーギールもある。ジャーギールダーリー制については、石井一郎「ハイデラーバードのジャーギールダーリー制(I)」(『アジア経済』第10巻第4号 1969年4月) 46~59ページ/同「ハイデラーバードのジャーギールダーリー制(II)」(『アジア経済』第10巻第8号 1969年8月) 57~65ページ/A. M. Khusro, *Economic and Social Effects of Abolition and Land Reforms in Hyderabad* (Hyderabad: Osmania University, 1958).

(注6) *Census*, vol. 1, pt. 2, p. 375. このテルグ、マラーター、カンナダ語人口は、ハイダラーバード藩王国に隣接する英領インドのマドラス、ボンベイ、中央州にも分布していた。

(注7) Munneer Ahmed Khan, "Muslim Politics in Hyderabad" (Ph. D. diss., Osmania University, 1980), p. 49.

(注8) 同時期に、アーリヤ・サマージやヒンドゥー大協会(マハーサバー)などの宗教色をもつ組織も、宗教間の平等な権利を主張してサティヤーグラハを開始した。これらの運動と藩王国会議派の運動は互いに混交する。結局、ハイダラーバードでのコミュニズムの拡大を懸念したガーンディーらが運動の停止を勧告したのを受けて、藩王国会議派は1938年末に運動を停止した。

(注9) 1918年ごろから、藩王国地域でも制度改革を求める政治運動の組織が次々と誕生する。1927年にはボンベイで、70の藩王国の代表を集めて全インド藩王国人会議(All India States' People's Conference, AISPC)が開催される。しかし、これらの組織はいずれも、公式に国民会議派に帰属するものではなかった。独立前の国民会議派は、藩王国の内政については不干渉政策を探っていた。藩王国内の政治運動が活発化するのに伴って、1928年、38年と若干政策を変更したが、このときも、会議派が組織として藩王国内の政治運動に関わることは否定されている。

II イギリスのインド撤退と藩王国

イギリスの間接的な支配下にあった藩王国の状況が大きく変化したのは、第2次世界大戦後であった。大戦後のイギリスは、労働党のアトリー首相の下で、インド撤退の準備に取りかかる。1946年3月には、イギリス政府は閣僚使節団をインドに派遣し、国民会議派やムスリム連盟などの各勢力との協議に入った。5月、使節団の作成した「三層構造」案として知られる提案が発表されたが、これは英領インドの分離独立を求めるムスリム連盟と、それに反対する会議派の主張のいわば折衷案であった^(注1)。この

使節団案の中で藩王国に関して確認されたのは、英領インドの独立後は、これまでの藩王国の支配者とイギリスとの間の関係を続けることは不可能である点や、至上権はイギリスが保持することはできないが、新しい政府（独立後のインド政府）にも委譲されない点などであった。また、独立後のインドと藩王国との関係については今後の協議事項であるとしながらも、ここでは大まかな提言が示されている。それによれば、イギリス撤退後はひとつのインド連邦が英領インドと藩王国を包摂し、連邦が外交・防衛・コミュニケーション（通信・運輸）を扱うこととなった^(注2)。藩王国は、連邦に委譲した以外の全ての権限を有した。

この使節団案の発表された翌日の記者会見で、イギリス側は、藩王国問題については厳密な提案をする意志のないことを明らかにした。当時注目されていたのは、英領インドの分割問題であり、藩王国問題はその解決後に改めて論じられることとして一般に認識されていたのである^(注3)。

一方、藩王の側では、イギリスのインド撤退は必ずしも歓迎されていなかった。例えばハイダラーバードのニザームは、インド総督宛ての書簡の中で、ハイダラーバードはむしろイギリスの支配下におかれた方が良い、と述べている^(注4)。多くの藩王は、独立後に政権を握ると考えられる国民会議派に対して、強い警戒心を抱いていた^(注5)。

その後、英領インドの分割問題は、1947年6月3日のいわゆる「マウントバトン裁定」によって、インド・パーキスタンの分離独立という形で決着する。「裁定」では、藩王国に関しては、閣僚使節団案の政策に変更のないことが

記されていた^(注6)。翌日の記者会見で、インド総督マウントバトンは藩王国問題に触れ、イギリスの藩王国に対する至上権が、権力移譲の日までに各藩王国に返されることを明らかにした。また、インド・パーキスタンのいずれかの制憲議会に参加するか、あるいは全く参加しないかの選択は藩王国の自由であること、しかしながら、藩王国がインド・パーキスタンと別個にイギリス連邦に加盟することは不可能であること、などにも言及した^(注7)。

1947年7月5日、前年9月から機能していた中間政府に、藩王国問題を扱う省として、新たに藩王国省が設置された^(注8)。この省の担当者として、会議派、ムスリム連盟のそれぞれから代表が選ばれたが、会議派から選ばれたのはパテールであった。マウントバトンは、ネルーではなく「現実主義者で分別のある」パテールがこの省を担当することになったのを喜んでいる^(注9)。藩王国省の次官には、パテールの強い意向によって、V・P・メーノーンが任命された。

パテールは7月5日に声明を出し、彼の藩王国政策を明らかにする。この声明では、政府が藩王に対して、外交・防衛・コミュニケーションに関する権限を連邦に委譲する以外のことは要求せず、藩王国の内政には干渉する意図のない点が保証されていた^(注10)。藩王国省は、このパテール声明に沿った形で、7月末に「加盟文書」(Instrument of Accession), 「現状維持協定」(Standstill Agreement)の2つを作成した。「加盟文書」は藩王国が自治領インドに、外交・防衛・コミュニケーションの3事項を委ねることを内容としたものである。一方の「現状維持協定」は、その時点でイギリス王室と藩王国との間に存在する合意や取り決めを、自治領インドと藩

王国、あるいは自治領インドの一部と藩王国との間で継続するという内容であった^(注11)。インド政府は以降、これらの文書への署名を藩王に求めていく。この時、藩王は現状維持協定のみに署名することは認められず、署名する場合には加盟文書にも同時に署名しなければならないとされた。

以上のことからわかるように、独立前に藩王に求められたのは、外交・防衛・コミュニケーションに関する権限のインドへの委譲、すなわちインドへの「加盟」にすぎなかった。各藩王国の内政権は、「加盟」後も依然として藩王のもとにあった。つまり、この時点では藩王国は、独立後も半独立国として存在することが保証されていたのである。この藩王国のインドへの「加盟」の段階を、独立後に行なわれた藩王国「統合」の段階と混同する記述もしばしば見られるが、これは明らかに誤りである。

8月15日のインド独立までの間に、マウントバトン、パテール、メーノーンらの説得工作、中間政府に協力的な藩王の援助、藩王国内の政治運動の圧力などを背景として、ほとんどの藩王国が上記の文書に署名する。その中で最後まで署名を拒否した数少ない例外は、カシュミール、ジューナーガル、そしてハイダラーバードであった。ハイダラーバードのニザームは、6月12日の段階で、インド・パーキスタンのいずれの制憲議会にも代表を送らないことを宣言している^(注12)。この背景のひとつには、前述のような、支配層が少数派ムスリム、住民の多数がヒンドゥーという人口構成があった。イギリスのハイダラーバード駐在官の述べるところでは、使節団案のように（英領インドを分割せずに）単一のインドであったのならば、ハイダラ

ーバードのインド加盟は可能であった。ところが現状では、ニザームがインドに加わるとしたならばムスリムの、逆にパーキスタンに加わるとしたならばヒンドゥーの怒りを引き起こしたであろう、と考えられたのである^(注13)。ハイダラーバードの問題は、独立後のインドにそのまま持ち越される。

(注1) この案によれば、独立後のインド連邦と州の間には、いくつかの州が集まって構成する「グループ」が設けられるとされた。これらのグループは、それぞれ独自の憲法を制定することができた。つまりこの案は、会議派の主張する「統一インド」を保持しながらも、ムスリム多住地域が「グループ」となって一定の自治権をもつ形をつくり、ムスリム連盟の分離国家要求にもある程度応えようとしたものであった。N. Mansergh and P. Moon eds., *The Transfer of Power*, vol. 7 (London: Her Majesty's Stationery Office, 1977), no. 303, Statement by the Cabinet Delegation and His Excellency the Viceroy as Issued in New Delhi on 16 May 1946. 以下、Mansergh, *TP*と略記。

(注2) さらに連邦は、これらに必要な財源を調達するための権限をもつとされた。

(注3) 1947年3月にインド総督に就任したマウントバトンの述べるところによれば、藩王国が英領インドの問題と同じ位に困難な問題になるであろうことを（彼がインドに赴任する前に）、ロンドンでは全く知らされなかつたのであった。H. V. Hodson, *The Great Divide* (Karachi: Oxford University Press, 1969), p. 357 / W. H. Morris-Jones, "The Transfer of Power, 1947," *Modern Asian Studies*, vol. 16, pt. 1, Feb. 1982, p. 15.

(注4) Mansergh, *TP*, vol. 7, no. 306, The Nizam of Hyderabad to Field Marshal Viscount Wavell, Telegram, L/P & J/5/337: p. 309 (India Office Records).

(注5) 1946年9月に中間政府（臨時政府）が樹立し、12月に制憲議会が発足する。この制憲議会の下に、藩王国との交渉を担当する委員会が任命され、藩王側の代表からなる委員会との協議を開始する。このとき会議派の指導者は、藩王側に対し、制憲議会に代表を出すように

説得している。これについて藩王の対応は二分し、ボーパールの藩王を中心とするグループは議会への不参加を、パティヤーラーの藩王を中心とするグループは参加を主張した。1947年4月には、後者の藩王国からの代表が制憲議会に参加している。

(注6) Mansergh, *TP*, vol. 11, no. 45, Statement of 3 June 1947, Cmd. 7136.

(注7) *Ibid.*, vol. 11, no. 60, Proceedings of a Press Conference Held in the Council House, New Delhi, on 4 June 1947, R /3/1/150 : ff. 272-81.

(注8) 正確には独立前は Department of States であり、独立後に Ministry of States となる。

(注9) Hodson, *The Great Divide*, p. 364. ネルーは自身が藩王国省を担当する意図をもっていたのだが、マウントバトンの意向でパテールになったという説もある。M. O. Mathai, *Reminiscences of the Nehru Age* (New Delhi: Vikas, 1978), pp. 241-242.

(注10) *White Paper on Indian States*, pp.157-159, Sardar Patel's Statement of 5th July 1947 on Indian States.

(注11) *Ibid.*, pp.165-168, Instrument of Accession; pp. 173-174, Agreement between the State and the Dominion of India. ただし、この加盟文書が適用されるのは140の主要な藩王国の場合で、イギリスが一部、あるいは全ての権限を代行していたような小藩王国には、イギリスの有していた権限を自治領インドが引き継ぐという内容を加えた、異なる加盟文書が適用された。

(注12) Mansergh, *TP*, vol. 11, no. 163, Firman-e-Mubarak Issued by the Nizam of Hyderabad.

(注13) *Ibid.*, vol. 12, no. 264, The Resident at Hyderabad to Mr. Griffin, L/P & S/13/1843 : ff. 145-6.

III インド政府とハイダラーバード 藩王国との交渉過程

1. 現状維持協定の締結

1947年8月15日、インドはイギリス自治領として独立する。独立後も、それまでの中間政府に引き続き、ネルーが首相・外相を、パテール

が、内相・情報放送相・藩王国相、さらに新たに副首相を兼任した。マウントバトンもインド総督の座に留まった。ハイダラーバード問題に関しては、パテールは、「ニザームのインドへの加盟をあくまで主張するより他に選択肢はない」との強硬な姿勢を示していた^(注1)。社会党・共産党勢力からは、ニザームに特に妥協的であったと評されるパテールが、当初からこうした姿勢を見せていましたことに注意したい。これに対して、ネルーやマウントバトンは、国際世論やコミュニナルな紛争を危惧する立場から、柔軟な対応を主張していた。マウントバトンは、ハイダラーバードとの交渉のために、2ヶ月の猶予期間をインド政府から取りつけるのに成功している。

マウントバトンの交渉の結果、11月29日に、インド政府とハイダラーバード藩王国との間で「現状維持協定」が結ばれる。パテールはこの協定に反対であったが、「マウントバトンや同僚が主張するので、彼らを満足させるためだけに」これを認可した^(注2)。協定の有効期間は1年間であり、その主な内容は、独立前イギリスとニザームとの間に存在していた、外交・防衛・コミュニケーションを含む共通事項に関する取り決めを全て継続する、というものであった。また、インド政府とニザームが、それぞれ相手側の首都に駐在する代表を任命することも決められている^(注3)。これは、藩王国がインドへ「加盟」しない限り現状維持協定を結ばない、という従来の藩王国省の立場に明らかに反する内容であった。実際に、ニザーム政府を支持していたムスリム統一協会は、この現状維持協定の締結をもってインド政府はハイダラーバードの独立を認めた、との解釈を行なっている^(注4)。

2. ハイダラーバードの諸勢力と藩王国省

パテールは、現状維持協定以降も、一貫してハイダラーバードのインドへの加盟やハイダラーバードへの責任政府の導入を主張している。パテールのこうした主張の背景のひとつには、ハイダラーバードへの対応が、藩王国省が他の藩王国に対して採っている対応と矛盾していることがあった。ハイダラーバード以外の藩王国の場合は、独立前にインドに「加盟」させられた上に、1947年12月からは、次々とインドに「統合」されている。具体的にはこれらの藩王国は、州へ併合されたり、複数の藩王国からなる連合に再編されたり、あるいは、中央政府の直轄領とされるのである^(注5)。

パテールの主張のもうひとつの背景は、ハイダラーバード内部の政治状況への危惧であったと思われる。当時のハイダラーバードの政治状況で顕著であったのは、ムスリム統一協会などの、ニザームを支持するムスリム勢力の台頭と、ハイダラーバード藩王国会議派や社会党・共産党勢力を中心とした、反ニザーム政府運動の広がりであった。まずムスリム勢力だが、その中心となったムスリム統一協会は、1930年代末から勢力を拡大し、その会員数は48年3月までに90万人に達していたとも言われている^(注6)。また、その傘下には「ラザーカール」(義勇軍)と呼ばれる軍事組織も設立されていた。これら両組織の総裁、カースィム・ラズヴィー(Kasim Razvi)は、ニザーム政府に大きな影響力をもち、インド政府への対決姿勢を崩さなかった。ちなみに、インド独立以降、ハイダラーバード国内にインドからのムスリム難民が流入している。1948年10月にハイダラーバードからインド政府に寄せられた情報では、1日に1000人から1500

人の難民が流入し、その総数は1万5000人から2万5000人に達していた^(注7)。ハイダラーバード政府の見解では、この原因は、インド・パキスタン分離独立に伴って広がったインド国内のコミュニナル紛争であった^(注8)。これに対して、ハイダラーバードに隣接する州の州政府やインド政府は、ニザームやムスリム統一協会が流入を促進したためであると考えていた^(注9)。

しかし、インド政府藩王国省の対応の中でいっそう興味深いのは、もう一方の藩王国会議派や社会党・共産党勢力による反ニザーム政府運動に対する、藩王国省の警戒である。この三者はともに、ニザーム政府に対して、インドへの加盟と責任政府の導入を要求する運動を展開していたのだが、その運動の中で、藩王国会議派は社会党・共産党勢力に接近する傾向があった。当時、藩王国会議派の中心となっていたのは、総裁であったスワミ・ラーマーナンダ・ティールタ(Swami Ramanand Tirtha)をはじめとする「左派」グループであった。このグループにはティールタをはじめとして、マラーティー語圏の出身者が多かった。また、彼らはハイダラーバードに隣接するポンベイ州内のマラーティー語圏で活躍する、J・P・ナーラーヤンをはじめとする社会党とのつながりをもっていた。このことは、ナーラーヤンが1947年5月にハイダラーバードを訪問し、直後にハイダラーバード政府から退去命令を受けた際に、藩王国会議派が「ナーラーヤン万歳」を叫びながら抗議行進を行なったことからもうかがえる^(注10)。また、社会党ハイダラーバード闘争委員会の出した冊子によれば、ハイダラーバードの社会党活動家は、自らを「藩王国会議派の一部」と認識していた^(注11)。また、ニザーム統治に抗議する運動

の一環として、藩王国会議派と社会党は、ハイダラーバード西部のポンベイ州側の国境地帯で「解放区」を設立する運動を、一体となって行なっている^(注12)。

さらに、この社会党的冊子は、当初、藩王国会議派において共産主義者の影響力が強かった点を指摘している^(注13)。確かに、ハイダラーバードの代表的な共産主義者には、ラヴィ・ナーラーヤン・レッディ (Ravi Narayan Reddy) をはじめとして、もと藩王国会議派のメンバーが多く含まれていた。しかも彼らは、藩王国会議派を離れた後も、ティールタらの藩王国会議派左派との友好関係を保っていた^(注14)。ちなみに、ハイダラーバードでは共産党は1940年に設立され、前述のように、44年からはアーンドラ大協会が共産主義の影響下に入っている。ニザームにインド加盟と責任政府の導入を要求する藩王国会議派の運動について、共産党はこれを支持し、全民主勢力による反ニザーム統一戦線の実現を呼びかける。ナーラーヤン・レッディの記述によれば、この結果、広範囲にわたる反ニザーム統一戦線が生まれたのであった^(注15)。共産党やアーンドラ大協会は、すでに1946年7月から、テランガーナ地方で地主層に対抗して「テランガーナ闘争」と呼ばれる農民武装闘争を行なっていた^(注16)。この運動は、反ニザーム政府運動の一環として大きな広がりを見せ、1947年末までには2000とも言われる村落自治政府が樹立する。そこでは共産党の指導下に、行政・司法・軍事組織の整備や、土地の接収・分配などが行なわれるようになる。

こうした反ニザーム政府運動の進展に対して、パテール率いる藩王国省は、強い警戒心を抱くようになる。藩王国会議派に対する不信感を強

めたパテールらは、藩王国会議派を社会党・共産党勢力から引き離すことを試みた。たとえば、1947年末か48年初めに行なわれたと推測されるパテールとティールタの会見で、パテールはティールタに対して、社会主義者や共産主義者に頼らないように、と要望している^(注17)。彼はさらに、闘争を非暴力的に行ない、逮捕を避けないように、とも勧告した。こうしたインド政府の圧力は、藩王国会議派の態度を変化させた。この会見後、1948年1月にティールタは声明を出し、国境地帯のできごと、すなわち「解放区」を設立する運動は、藩王国会議派とは関わりがなく、藩王国会議派のプログラムに含まれたものではない、と述べている^(注18)。また、ティールタは勧告に従って非暴力的な運動を行ない、逮捕される。2月に藩王国省で行なわれた会合で、パテールはこうした経過をまとめた後に、「藩王国会議派にはあまり期待できない」との判断を下した^(注19)。また、社会党による前述の冊子にも、インド政府を握る国民会議派が、藩王国会議派と社会党との間を隔てて、運動勢力を分裂させようとした、と書かれている^(注20)。インド政府が交渉を行なう以外には動こうとしない上に、他の勢力が行動するのも妨げることに対して、社会党は激しい非難決議を出したほどである^(注21)。

藩王国会議派と共産党勢力との関係については、現状維持協定の締結後、インド政府代表としてハイダラーバードに駐在することになったK・M・ムンシが介入している。ちなみに、ムンシをハイダラーバードに派遣するのに際しては、パテールの意向が大きく働いていた。ムンシは、共産主義者が藩王国会議派を装い、そのプログラムを利用していると考えており、藩王

国會議派の活動家に対して、共産主義者と協力することの危険を警告している^(注22)。1948年3月には、藩王国議派はその声明の中で、共産主義者の暴力的戦術を非難するまでに至った。

さらに1948年5月以降、インド政府は、共産主義者がニザーム政府と提携していると非難する。その根拠となったのは、5月にニザーム政府が共産党の非合法化措置を解除したことや、共産党のハイダラーバード市委員会が、「独立ハイダラーバード」のスローガンを掲げるべきである、との声明を出したことであった^(注23)。後者については、共産党内部からも強い非難が出されており、党内の大勢はハイダラーバードのインド加盟を主張していたのだが、インド政府はこの点には触れようとしなかった。インド政府が、どこまでこの両者の提携を信じていたのかは疑問であり、主なねらいは、共産党勢力を他の反ニザーム政府運動から孤立させることにあったと考えられる。

以上のように、ハイダラーバード藩王国議派と藩王国省は、ニザーム政府に対抗してハイダラーバードのインド加盟を求めていく上で、必ずしも一体ではなかった。逆に藩王国省は、反ニザーム政府運動の広まりとともに、社会党・共産党勢力と藩王国議派が接近することを危惧し、積極的に介入して藩王国議派の活動を限定した。1948年5月にムンシがパテールに送った報告によれば、この時点では藩王国議派は無力になりつつあった。その背景としてあげられているのは、約7000名の活動家が投獄されている点や、武器・資金の不足であった^(注24)。やがてパテールに対しては、ハイダラーバード人民に武器を分配すべきであるとの圧力も寄せられるのだが、彼はこの提案を断固として退け

ている。彼の意見では、武力が用いられねばならないなら、それは規律のない志願者たちではなく、政府によって行なわれねばならなかつた^(注25)。

本節で明らかになったように、藩王国省は、社会党・共産党勢力はもとより、藩王国議派に対しても強い不信感を抱いていた。このことは、さらにハイダラーバードがインドへ統合された後の政策に、大きく反映することになる。

(注1) Das, SPC, vol. 7, no. 100, Letter Dated 24 Aug. 1947 from Vallabhbhai Patel to Rear Admiral the Viscount Mountbatten of Burma.

(注2) Mir Laik Ali, *Tragedy of Hyderabad* (Karachi: Pakistan Co-operative Book Society, 1962), p. 132. 著者は、ニザーム統治下のハイダラーバード藩王国の最後の首相であった。

(注3) Government of India, Ministry of States, *White Paper on Hyderabad* (New Delhi, 1948), p. 43, Standstill Agreement. また、協定に付随する書簡の中でニザームは、独立した統治者としての自らの権利を損ねるつもりのないことを明らかにした上で、協定の有効期間は、それらの権利の一部を行使しないことを承認した。また彼は、インド政府に対し、外国にハイダラーバードの外交・通商代表を派遣する権利の保証、ハイダラーバードへの武器・弾薬の供給、ハイダラーバードからのインド軍の撤退、などを要望した。こうした要望に対して、マウントバトンは肯定的な返答を送っている。Ibid., pp. 44-45, Copy of a Letter from His Exalted Highness the Nizam to His Excellency the Governor-General, Dated 29 Nov. 1947 / Ibid., pp. 46-47, Copy of a Letter from His Excellency the Governor-General to His Exalted Highness the Nizam, Dated 29 Nov. 1947.

(注4) All India States People's Conference Papers, File 70, p. 65, Razvi's Statements and Ittehad Writings, Secunderabad, 2 Jan. 1948, in *Hyderabad Today*.

(注5) 最初に統合の対象とされたのは、オリッサ州・中央州の内部にある複数の小藩王国であった。これらの藩王国の支配者は、パテールやメノーンの説得工作

の結果、交渉によって決められた額の「内帑金」を政府から給与されることと引き替えに、その内政権を全てインド政府に委譲する。これらの藩王の説得は容易ではなかったが、独立後の政治状況の進展が、世襲で特權的地位にある藩王の立場をますます不利にしていたことや、インド政府が代償として十分な額の「内帑金」を保証したことなどが、交渉の成功をもたらした。その上でこれらの藩王国は、それぞれ隣接するオリッサ州・中央州に併合された。併合後、この地域にも、インドで適用されているものと同様の立法・行政・司法制度が導入される。

(注6) Bawa, *The Last Nizam*, p. 265.

(注7) Das, SPC, vol. 7, no. 62, Letter Dated 3 Oct. 1947 from Aravamudh Aiyangar to Gopala-swami Ayyangar.

(注8) Ali, *Tragedy of Hyderabad*, p. 127.

(注9) Patel Papers, File II-14-3, pp. 260-262, Express Letter Dated 1 July 1948 from the Chief Secretary to the Government of the C. P. and Berar to the Secretary to the Government of India, Ministry of States/Menon, *Integration of the Indian States*, p. 379.

(注10) Regani, *Highlights* . . . , p. 198.

(注11) Socialist Party, Hyderabad Struggle Committee, *The Hyderabad Problem* (Bombay, 1948), p. 69.

(注12) Ibid., p. 61.

(注13) Ibid., p. 82.

(注14) Benichou, "From Autocracy to Integration," pp. 227-230.

(注15) Ravi Narayan Reddy, *Heroic Telengana* (New Delhi: Communist Party of India, 1973), p. 63. ただし藩王国会議派の総裁であったティールタは、後に自伝の中で、こうした統一戦線が存在したことを見定している。Swami Ramanand Tirtha, *Memoirs of Hyderabad Freedom Struggle* (Bombay: Popular Prokashan, 1967), p. 196. しかし社会党・共産党側の資料、およびインド政府側の資料には、藩王国会議派と共産党勢力が接近していた様子が描かれている。また藩王国会議派自身も、運動の初期には、共産党勢力との共闘の可能性を排除する姿勢は見せていない。

(注16) テランガーナ闘争については、主に以下を参照。Barry Pavier, *The Telengana Movement 1944-51* (New Delhi: Vikas, 1973)/Reddy, *Heroic Telen-*

gana/P. Sundarayya, *Telengana People's Struggle and Its Lessons* (Calcutta: Communist Party of India, Marxist, 1972)/Raj Bahadur Gour et al., *Glorious Telengana Struggle* (New Delhi: Communist Party of India, 1973)/吉田光義「テランガーナ闘争の展開とその背景」(『歴史学研究』第425号 1975年10月) 14~33ページ。吉田論文は、当時の共産党機関誌を用いながら、闘争の背景・経過・意義を論じている。

(注17) Patel Papers, File II-14-3, pp. 466-467, Proceeding of the Conference on Hyderabad Affairs Held on 21 Feb. 1948, in the Ministry of States.

(注18) Socialist Party, *The Hyderabad Problem*, p. 80./Bawa, *The Last Nizam*, p. 259.

(注19) Patel Papers, File II-14-3, pp. 466-467.

(注20) Socialist Party, *The Hyderabad Problem*, p. 62.

(注21) Ibid., p. 63.

(注22) K. M. Munshi, *The End of an Era* (Bombay: Bharatiya Vidya Bhavan, 1990), pp. 89-90.

(注23) 共産党ハイダラーバード市委員会はこの声明の中で、インド政府はブルジョワジー・地主による政府であり、イギリス帝国主義と手を組んでいるとの見解を示している。そして共産党はインド軍のハイダラーバード侵入に反対し、「独立ハイダラーバード」のスローガンを掲げるべきである、とも述べている。Sundarayya, *Telengana People's Struggle*, p. 179.

(注24) Das, SPC, vol. 7, no. 136, Letter Dated 21 May 1948 from K. M. Munshi to Vallabhbhai Patel.

(注25) Durga Das, *India from Curzon to Nehru and After* (London: Collins, 1969), p. 284.

IV 警察行動とハイダラーバード 藩王国の統合

1. 警察行動

ハイダラーバード内の政治状況を警戒する藩王国省は、1948年1月ごろからハイダラーバードへの軍事侵攻の準備を始める。この侵攻計画は「ポロ作戦」と呼ばれた。5月13日の政府の国防委員会では、この計画の担当者であるJ・N・チョウドゥリ (J. N. Chaudhuri) 将軍の案を

中心に、具体的な話し合いが行なわれている。ここでは、軍事行動が9月ごろまで延期されることが決められた^(注1)。しかしその一方では、あくまで交渉による解決を目指すマウントバトンが、6月にイギリスに帰国する直前までインド・ハイダラーバード藩王国間での「合意項目」の締結に尽力していた^(注2)。しかしながら、交渉は失敗に終わる。マウントバトンが帰国すると、パテールは、「マウントバトン卿による条件や交渉は、彼と共に去ったのだ。もはやニザームとの協定は、他の藩王国との協定と同じ路線上でなければならない」と述べ^(注3)、藩王国省の立場を明らかにした。マウントバトンの交渉の失敗と同時に、関係省庁の次官級の会合で、ハイダラーバードへの経済封鎖の強化が決められている^(注4)。

政府内ではマウントバトンの帰国後も、ネルーのようにハイダラーバードへのインド軍の侵攻に慎重な姿勢をとる者もいたが、そうした意見は次第に孤立化してゆく^(注5)。その背景には、ハイダラーバード内部とその周辺諸州での治安の悪化や、国内でのヒンドゥーによるムスリム非難、そして政府の弱腰への批判の高まりがあった^(注6)。特に、マラーティー語紙をはじめとする地方紙の論調は厳しかった^(注7)。ハイダラーバードに隣接する各州の州政府も、インド政府に介入を求めて強い圧力をかけている。こうした状況の中で、当初は、ハイダラーバードへの強硬姿勢が、インド国内でコミュナルな紛争を招くことを恐れていたネルーは、今や状況を放置することがむしろコミュナリズムを拡大しかねない、と考えるようになる^(注8)。

さらに、アーンドラ大協会や共産党の指導するテランガーナ闘争が進展していたことも、イ

ンド政府に大きな懸念を与えた。1948年6月には、共産党アーンドラ地方委員会が党中央に、「アーンドラ書簡」と呼ばれる文書を提出する。ここではインドにおける革命が、ロシアのものより中国のものに類似することが指摘され、農民革命が想定されていた^(注9)。ハイダラーバード駐在のムンシは、パテールに送った報告の中で、共産党のねらいには「テルグ語圏での強力な支配を利用して、国民政府に対抗する足場を築くこと」が含まれており、「彼らはインドを中国のような混乱状態に変えることを望んでいる」と述べている^(注10)。共産党勢力の記述によれば、こうしたテランガーナ闘争の発展・拡大こそが、現状維持協定の締結といった、インド政府のニザームに対する妥協的な姿勢を変えさせたのであった^(注11)。ただし、これまでの記述で明らかなように、藩王国省を率いるパテールは、当初からマウントバトンらの柔軟な対ニザーム政策には批判的であり、彼自身について見るとならば、その姿勢は一貫していたと言える。

さらに、ネルーが絶えず念頭においていたインドをめぐる国際状況も、8月半ばから好転していた。それまでネルーは、当時国連で検討されていたカシュミール藩王国の帰属問題との関連で^(注12)、ハイダラーバードへの軍事行動が、国連安保理への非礼として、また、インド政府の「攻撃的なメンタリティ」の例として説明されるのではないかと恐れていた^(注13)。ところが、8月13日にカシュミールに関する国連委員会の決議が出され^(注14)、これをインドが受諾しパーキスタンが返答を保留したことで、状況が変化する。ネルーによれば、こうしてインド側が柔軟な態度を示したことは、その後のインドの立場を国際的に有利にするものであった^(注15)。

こうしたさまざまな状況の変化を受けて、インド政府はハイダラーバードに対して、治安の確保を目的とした「警察行動」——政府はこう名づけたが、実際には軍事侵攻であった——を、9月13日に開始する。ニザーム政府は、パーキスタンからの援助を受けることができず、また、国連への提訴も効を奏さずに^(注16)、9月17日に降伏する。警察行動による死者は、『ヒンドウスター・タイムズ』紙によれば、ラザーカール1500名、ハイダラーバード軍600名、インド軍10名であった^(注17)。しかし実際の被害は、この数字をはるかに上回っていた。特に、警察行動以降のハイダラーバード農村部では治安の悪化が著しく、多数のムスリムの虐殺や無差別逮捕も行なわれていた^(注18)。

2. 警察行動後の藩王国省のハイダラーバード政策

ハイダラーバード制圧後、インド政府はここにチョウドゥリ将軍を知事とする臨時政府を設立する。この政府は1949年12月まで継続し、その後には、インド政府のICS官僚であったM・K・ヴェッローディ(M. K. Vellodi)を首相とする政府が樹立された。この政府は1952年の総選挙・新政府発足まで続いている。チョウドゥリ、ヴェッローディの両政府は、インド政府、中でも藩王国省の強い管轄下におかれていった。以下では、これらの政府を介して、藩王国省がハイダラーバードで具体的にどのような措置を採ったかを検討する。

まずあげられるのは、ハイダラーバードの政府官僚の大規模な入れ替えである。多数のムスリム官僚が解雇され、主に隣接州から派遣されたヒンドゥー官僚がそれに替わっている^(注19)。この措置に対しては、行政を「ヒンドゥー化」す

る試みがなされている、との非難もあった^(注20)。

また、共産党勢力について、インド政府はこれを「テロリスト」として徹底的に弾圧した。1949年2月にハイダラーバードを訪問したパテールは、「私は共産主義者が1人でも生き残ることを許さないだろう」と述べたとも言われている^(注21)。インド政府の発表では、1949年4月初めまでに4000名の共産主義者が逮捕されている^(注22)。共産党内部には、ニザーム支配の崩壊とハイダラーバードのインド加盟が達成された点を評価して、農民武装闘争を停止し、合法的な形態の闘争に切り替えることを求める声もあったが^(注23)、党としての決定は武装闘争の継続であり、以降1951年11月まで、テランガーナ闘争はゲリラ戦の形で続いた。ハイダラーバードの共産党勢力は、この弾圧を経て大きく後退する。

一方、警察行動後の藩王国会議派の動きに関しては、1947年11月にチョウドゥリが中央に送った報告書に詳しい。それによれば、藩王国会議派は「権力が即座に彼らに譲られなかつことに非常に失望していた」^(注24)。そのためには彼らは、当時の行政や行政官について、「不当で、時には中傷的でさえある批判」を行なっていた。また、社会主義者は、「いまだに公には藩王国会議派と別個の存在として現われていない」状態にあり、「藩王国会議派の精神を、自らの利益となる限り利用しようと」していた^(注25)。また、藩王国会議派のメンバーの中には、中央からの命令に逆らって、共産主義を積極的に奨励した者もいた^(注26)。

こうした状況に対して、藩王国省は、藩王国会議派の右派・左派の派閥対立に介入する形で、次第に組織内から社会党・共産党勢力を排除してゆく。たとえば1949年2月には藩王国会議派

内の人事決定に介入し、これまで組織や運動の中心となっていた左派に、右派に対する一定の譲歩をさせている^(注27)。しかし以降も派閥対立は続き、チョウドゥリやパテールには、両派から、相手方についての不満・非難が寄せられている。右派からの情報の中には、ティールタら左派が社会党と内密に協議を進めており、集団で社会党に移行しようとしている、というものもあった^(注28)。

同年12月、パテールは長く総裁の座にあった左派のティールタに、次の総裁選への出馬を撤回させた。この件について、パテールは自身の関与を否定しているが^(注29)、ティールタの記述からは、明らかに彼が介入したことが読み取れる^(注30)。この後、左派、中でもマラーティー語圏出身の代表的な指導者とそのグループが、藩王国会議派を脱退している。藩王国会議派の新総裁D・G・ビンドゥ(D. G. Bindu)がパテールに宛てた書簡によれば、脱退したメンバーは、独自のグループを設立したり、あるいは、共産党や社会党に加入することが予想されていた^(注31)。

このように、藩王国統合の過程で、藩王国会議派からは社会党・共産党メンバーが排除される。それはちょうど、独立前に国民会議派が社会党・共産党メンバーを組織内から排除したのと同様の過程であった^(注32)。1952年の総選挙までには、藩王国会議派は、正式に国民会議派の地方組織として認められ、国民会議派に吸収された。そして、総選挙後のハイダラバード州では、かつての藩王国会議派右派の代表的指導者、ラーマクリシュナ・ラーオ(Burgula Ramakrishna Rao)が州首相の座に就くのである。

共産党勢力や藩王国会議派の左派勢力が後退

した背景には、上記のようなインド政府の直接的な介入の他に、1949年8月以降に実施された、ジャギールダーリー制度（大土地保有制度、第I節参照）廃止の効果があったと考えられる。警察行動後、V・P・メノーンはパテールに対して、政府は共産主義者を単に弾圧するだけでなく、農業問題に積極的に取り組む必要がある、との見解を示している^(注33)。こうした目的で始められたジャギール地の廃止と、その政府保有地への移管の作業は、1950年5月に完了する^(注34)。この過程で、インド政府の影響力が農村部にも浸透していったと考えができるだろう^(注35)。ただし、共産党勢力はハイダラバードから一掃されたわけではない。1952年の総選挙の際に、州議会で国民会議派が93議席を獲得したのに対して、共産党系の政党である人民民主戦線(People's Democratic Front)も42議席を獲得している^(注36)。

ちなみに、ニザームに対しては、インド政府は他の藩王に対して採ったのと同様の措置で臨んでいる。すなわち、ニザームは実質的な政治権力は失ったが、その身分を保証された。彼は、州行政の名目上の担当者であるラージプラムク（次節参照）にも任命されている。また、インド政府との協定で決定したニザームの内帑金は、諸藩王の中で最高額の500万ルピーであった^(注37)。

(注1) Patel Papers, File II-14-3, p. 362, Minutes of a Meeting Held at the Residence of Sir. C. D. Deshmukh on 17 May 1948. ちなみに、当時パテールは国防省との強いつながりをもっていた。これは、彼が独立前に分離委員会（後に分離評議会）の委員長として、印パ分離に伴う軍隊の分割に携わっていたことと関係していた。また、分離委員会の地位にパテールの下

で働き、パラールと親しかったH・M・パテールは、独立後は国防省次官であった（1992年12月の、筆者によるH・M・パテール氏とのインタビューによる）。

（注2）「合意項目」では、防衛・外交・コミュニケーションに関して、ニザーム政府がインド政府のものと同様の法律を制定することや、ハイダラーバード軍の規模の制限、ラザーカールの解散などが規定されていた。これと並んでニザームの布告が作成されたが、そこでは、インド加盟の是非を問う住民投票の実施、責任政府の導入、制憲議会の設立などが確約されていた。 *White Paper on Hyderabad*, pp. 48-50, Heads of Agreement, Firman. パテールは、この「合意項目」締結についても反対していた。

（注3）Government of India, Ministry of Information and Broadcasting, *Sardar Patel: On Indian Problems* (New Delhi, 1949), p. 40, Speech in Patiala on 15 July 1948.

（注4）Patel Papers, File II-14-3, pp. 284-288, Proceedings of a Meeting Held in the Defence Secretary's Room on 19 June 1948.

（注5）たとえばネルーは、1948年8月29日にイギリスのマウントバトン宛てに宛てて書かれた書簡の中で、「（ハイダラーバード問題に関する限り）私はこちらの多くの人々に完全に不信感をもたれています。」と述べている。S. Gopal ed., *Selected Works of Jawaharlal Nehru*, Second Series, vol. 7 (New Delhi: Jawaharlal Nehru Memorial Fund, 1988), p. 221, Letter Dated 29 Aug. 1948 from Jawaharlal Nehru to Lord Mountbatten. (以下、Gopal, SWJNと略記)

（注6）インド・パキスタンの分離独立に伴うコニナル紛争の記憶がまだ新しかった当時、ハイダラーバード問題は多くのヒンドゥーの目に、ムスリムの脅威として映った。ラザーカールらによる襲撃や残虐行為は、新聞でさかんに取り上げられる。また、武器輸入をはじめ、ハイダラーバード政府とパキスタン政府との関係も取りざたされ、インドの国防上の問題としても注目された。さらに世論に影響したのは、インド・パキスタン間のカシュミール藩王国をめぐる紛争の長期化であった（後述）。このことは、パキスタン不信を高めると同時に、ハイダラーバード問題が、政府の弱腰姿勢によってカシュミールと同様の道をたどるのではないか、との懸念を広めた。 *Hindustan Times/Government of India, Ministry of States*, File 61-H/48,

Press Cutting (Translated in English).

（注7）Das, SPC, vol. 7, no. 163, Letter Dated 18 June 1948 from N. V. Gadgil to Vallabhbhai Patel /Ministry of States, File 61-H/48.

（注8）Gopal, SWJN, vol. 7, p. 221, Letter Dated 29 Aug. 1948 from Jawaharlal Nehru to Lord Mountbatten.

（注9）Pavier, *The Telengana Movement*, pp. 120-121. しかし、このようなアーンドラ地方委員会の路線は、当時のB・T・ラナディヴェー (B. T. Ranadive)を中心とする党指導部の路線とは、相いれないものであった。この点については、*Ibid*, pp. 120-121／吉田「テランガーナ闘争の……」29～30ページ。

（注10）Das, SPC, vol. 7, no. 148, Letter Dated 3 Aug. 1948 from K. M. Munshi to Vallabhbhai Patel, Enclosure: Communists in Hyderabad.

（注11）Reddy, *Heroic Telengana*, p. 67.

（注12）カシュミール藩王国の帰属をめぐって、1947年10月以降、パキスタンとの戦闘状態にあったインドは、同年12月31日にカシュミール問題を国連安保理に提訴する。これはガーンディーやパテールの反対を押し切って、マウントバトンとネルーが中心になって行なわれた。

（注13）Gopal, SWJN, vol. 7, p. 210, Cable Dated 21 Aug. 1948 from Jawaharlal Nehru to V. K. Krishna Menon.

（注14）その主な内容は、カシュミール藩王国からのパキスタン軍・部族・パキスタン国民の撤退、それに続くインド軍の撤退、住民によるカシュミール藩王国の将来の地位の決定、というものであった。K. K. Misra, *Kashmir and India's Foreign Policy* (Allahabad: Chugh Publications, 1979).

（注15）Gopal, SWJN, vol. 7, pp. 223-224, Letter Dated 29 Aug. 1948 from Jawaharlal Nehru to V. K. Krishna Menon.

（注16）ハイダラーバード政府は、すでに8月21日に、国連安保理にインドとの紛争について提訴していた。9月12日、ハイダラーバード政府は国連安保理に電報を打ち、ハイダラーバードの提訴が3日後の会議で議題とされるよう要請した。16日、ようやくハイダラーバードの提訴が暫定議題として取り上げられることが決まるが、審議を待つ間もなくハイダラーバードはインドに降伏した。23日にはニザームは正式に提訴の撤回を通告するが、

この問題は1949年5月までの間に何度か国連安保理で取り上げられる。Clyde Eagleton, "The Case of Hyderabad before the Security Council," in *Hyderabad: After the Fall*, ed. Omar Khalidi (Kansas: Hyderabad Historical Society, 1988), pp. 64-89／落合淳隆「ハイデラバード事件の顛末」(『拓殖大学論集』第81号1971年12月) 101~123ページ。

(注17) *Hindustan Times*, 20 Sep. 1948, p. 1. 国防省の出版物によれば、インド軍の死者は42名、ハイダラバード軍の死者は490名であった。Government of India, Ministry of Defence, S. N. Prasad, *Operation Polo* (Delhi, 1972), p. 109.

(注18) ネルーは再三にわたって、政府のハイダラバードへの軍事行動を、コミュニケーションな観点から捉えないよう呼びかけていた。しかし、ハイダラバード藩王国やその周辺に住むヒンドゥーの多くは、これをヒンドゥー対ムスリムの図式で捉えがちであった。インド政府に送られたチョウドゥリの報告書によれば、インド軍によるハイダラバード占領の直後、ハイダラバードのヒンドゥーの多くは「ヒンドゥー・ラージ」(ヒンドゥーの統治)が到来したと考え、その一部はムスリムを攻撃した。この報告書では、2000名のムスリムが虐殺されたと見積もられている。Patel Papers, File II-20-1, pp. 212-215, A Report on Certain Aspects of the Situation in Hyderabad as on 19 Nov. 1948. また、この問題については、1948年11, 12月に、Pandit Sunderlal, Qazi Muhammad Abdulghaffar らによって、報告書もまとめられている。“A Report on the Post-Operation Polo Massacres, Rape and Destruction or Seizure of Property in Hyderabad State,” in *Hyderabad: After the Fall*, ed. Khalidi, pp. 95-115.

(注19) たとえばハイダラバード内にある16県の徵税官は全て、インド政府によって新たに任命された。*Hindustan Times*, Sep. 20, 1948, p. 1. 11月のチョウドゥリの報告によれば、ハイダラバードで働くインド政府の上級官僚(官報に記載される官僚)は234名であり、これは「ぎりぎりの最小限」の数であると説明されていた。Patel Papers, File III-20-1, p. 220, A Report on Certain Aspects of the Situation in Hyderabad as on 19 Nov. 1948.

(注20) Gopal, SWJN, vol. 8, p. 103, Note to Ministry of States, 14 Nov. 1948.

(注21) Patel Papers, File III-20-1, *Hyderabad*

Today, 1 Mar. 1949.

(注22) Patel Papers, File II-70, p. 26, Extracts from Constituent Assembly of India (Legislative) Proceedings Dated 6 April 1949.

(注23) Sundarayya, *Telengana People's Struggle*, pp. 178-179／Reddy, *Heroic Telengana*, p. 65.

(注24) Patel Papers, File III-20-1, p. 216, A Report on Certain Aspects of the Situation in Hyderabad as on 19 Nov. 1948.

(注25) Ibid., p. 216.

(注26) Ibid., p. 215.

(注27) Das, SPC, vol. 7, no. 221, Telegram Dated 28 Feb. 1949 from V. Shankar to V. P. Menon.

(注28) Ibid., no. 273, Letter Dated 13 Sep. 1949 from J. N. Chaudhuri to M. K. Vellodi, Enclosure.

(注29) Ibid., no. 286, Letter Dated 22 April 1950 from Vallabhbhai Patel to Swami Ramanand Tirtha.

(注30) Ibid., no. 285, Letter Dated 31 Mar. 1950 from Swami Ramanand Tirtha to Vallabhbhai Patel/Tirtha, *Memoirs...*, p. 206.

(注31) Patel Papers, File III-20-1, p. 6, Letter Dated 21 May 1950 from D. G. Bindu to Vallabhbhai Patel.

(注32) 国民會議派は、1945年12月の会議派運営委員会で、第2次大戦中の共産党の会議派への敵対行為などを理由に、会議派からの共産党メンバーの排除を決定した。会議派はまた、1948年3月の大会で、前月の規約改正を受けて、社会党メンバーに会議派からの脱退を指令する。この規約改正とは、別個の党员や党機構、綱領を有するようないかなる政党のメンバーも、会議派党员であることを禁ずるという内容であった。

(注33) Patel Papers, File III-20-1, Letter Dated 26 Dec. 1948 from V. P. Menon to V. Shankar.

(注34) 詳しい経過については、石井「ハイダラバードの……」参照。その他、この地域の地主・小作関係について、「ハイダラバード小作・耕作地法, 1950年」が制定されている。また、警察行動後、ガーンディー主義者のヴィノーバ・バーヴェ(Vinoba Bhave)によって、土地寄進(ブーダーン)運動がテランガーナ地方から始まっている。

(注35) パテールはムスリムの支持を獲得することにも注意を向けている。Das, SPC, vol. 7, no. 251, Letter

Dated 5 June 1949 from Vallabhbhai Patel to Jawaharlal Nehru.

(注36) V. B. Singh and Shankar Bose eds., *State Elections in India: Data Handbook on Vidhan Sabha Elections 1952-85*, vol. 5 (New Delhi: Sage, 1988) pp. 28-29.

(注37) *White Paper on Indian States*, pp. 384-385.

V インド憲法と藩王国の消滅

1950年1月26日に施行されたインド憲法は、旧英領インド諸州をA編の州として、旧藩王国・藩王国連合をB編の州として分類していた。藩王国の歴史は、ここに幕を閉じたのである。本節では、憲法の作成過程も含め、藩王国統合の全体の流れを概括する。

前述のように、インド独立前にインドに加盟した大部分の藩王国は、1947年12月から、隣接するインド諸州への併合、複数の藩王国からなる藩王国連合、あるいはインド政府の直轄領という形で統合される。1950年の藩王国白書によれば、216国が州に併合され、275国が5つの連合にまとめられ、さらに61国がインド政府の直轄領となった^(注1)。マイソールとハイダラーバードの2国のみが元来の形で残る。こうした藩王国の再編・統合は、藩王とインド政府藩王国省との間の交渉・協定締結によって行なわれた。藩王はインド政府から、交渉によって決められた額の「内帑金」を給与されることと引き替えに、その内政権を全てインド政府に委譲したのであった^(注2)。その結果、これらの藩王国地域にも、インド諸州と同様の立法・行政・司法制度が導入されていく。同時に、財政面における統合や、藩王国内の軍隊のインド軍への統合も進められた。

統合の具体的な作業を背景に、インド憲法における藩王国の位置づけも、当初の形から大きく変化する。独立当初、藩王国はそれぞれ個別の憲法をもつとされていた。しかし、いくつかの過程を経た後、1949年5月に、藩王国・藩王国連合の政府首席を集めて開かれた会議において、インド憲法に藩王国に関する規定を盛り込むことが決定する。この決定に沿って、インド憲法草案の関連部分が修正され、制憲議会で審議の後に採択された。これを受け、各藩王国の藩王や、藩王国連合の藩王代表であるラージプラムクは、それぞれインド憲法を受諾する旨の声明を出す。

インド憲法は1950年1月26日に施行された。そこでは、インドが諸州の連邦であることが明示され、第1付則で諸州が以下のように分類されている。すなわち、旧英領諸州がA編に、旧藩王国（藩王国連合およびハイダラーバード、マイソール）がB編に、連邦直轄領がC編に入れられたのである。B編の州に関する規定は第7編で扱われているが、ここでは、A編の州に適用される第6編の規定が、第7編で規定する読み替えおよび適用除外をしてB編の州にもそのまま適用されることが記されている^(注3)。細かい部分の読み替えを除いては、A編の州とB編の州の規定の間には、大きな相違はなかった。

上記のような公的な統合作業の一方で、インド政府はいくつかの藩王国で、ハイダラーバードの場合と同様に、藩王国内にある代表的な政治勢力に積極的に介入している。この過程はちょうど、英領インド諸州において、州自治が導入された1935年統治法以降に見られたものであった。すなわち、このとき会議派中央は、パテールの主導下に、各州の議会・政府に参加した

州レベルの会議派の人事・政策に介入し、中央集権的な組織体制を築く作業を進めている^(注4)。ところが藩王国に関しては、独立前の国民会議派は、基本的に不干渉政策を採り続けていた。藩王国内では、英領インドの運動の影響を受けて民間の政治組織が作られるが、それらは国民会議派の一部とはならず、国民会議派の規約・直接的な統制の外におかれた。これらの藩王国地域の独自の政治勢力が、国民会議派の集権的な組織の中に統合されるのは、ようやく独立後の藩王国統合の過程においてであった。まさにこの点こそが、藩王国省の統合政策の特徴であったと言えよう。藩王国省を率いるパテールは、藩王国地域の政治勢力を会議派へ統合するという観点から独立後の統合政策を描いていた。この結果、藩王国省による統合では、憲法をはじめとする制度面での統合と、藩王国地域の政治勢力を国民会議派の集権体制に組み込む作業とが、相互補完的に並行して進められたのである。

1952年の総選挙で、国民会議派は全国的な勝利を収める。ハイダラーバード州では、かつての藩王国会議派右派でテランガーナ地方出身の、ラーマクリシュナ・ラーオを首相とする州政府が樹立された。ハイダラーバード州は、1956年の州再編の際に言語に沿って3分割され、その姿を消す^(注5)。分割された3地域は、それぞれ同じ言語圏に属する隣接州、すなわち、ポンベイ州、アーンドラ・プラデーシュ州（もとはマドラス州の一部）、マイソール州（もとはマイソール藩王国とポンベイ州の一部）に併合された^(注6)。この州再編と同時に、憲法が改正され、B編の州というカテゴリーは廃止された。B編の州に適用する条項を扱った第7編も削除されている^(注7)。こうして、旧英領インド諸州と旧藩王

国地域との間に存在した憲法上の名目的な区分も、ここに消滅したのである。

(注1) *White Paper on Indian States*, pp. 294-296.

(注2) 内帑金給与は1970年にインディラ・ガーンディー首相によって廃止される。

(注3) Government of India, *The Constitution of India* (Delhi, 1949), pp. 114-117. 邦訳は浦野起央・西修編『アジア・アフリカ国際関係政治社会史・第6巻・憲法資料アジア2』パピルス出版 1984年 714~715ページ。読み替えや適用除外は13項目にわたって列挙されている。具体的に例をあげれば、A編の州で行政権をもつ「知事」（ただし実際行政を担当するのは、州首相をはじめとする州政府）は、B編の州では「ラージプラムク」に置き換えられた（「ラージプラムク」とは、第19編雜則第366条の規定によれば、ハイダラーバードにあっては、大統領がハイダラーバードのニザームとして認めた者を、ジャンムー・カシュミールやマイソールにあっては、大統領がマハーラージャとして認めた者を、その他の州にあっては大統領が当該州のラージプラムクとして認めた者を意味した）。

(注4) このとき州への介入の中心となった会議派中央の組織は、運営委員会、議会委員会、議会小委員会（議会局）であった。パテールは、運営委員会のメンバーとして、また、議会委員会や議会小委員会の委員長として、主導的な役割を果たした。

(注5) 1956年の州再編は、言語による区分で州を再編することを要求した「言語州」要求運動の高まりを受けて断行された。その引き金となったのは、タミル語人口とテルグ語人口の両方を含んでいたマドラス州で高まった、テルグによるアーンドラ州要求運動である。この事態を受けて、1952年、ネルーはアーンドラ州の設置を宣言し、その翌年に同州が誕生した。

(注6) ポンベイ州は1960年にグジャラート州を分離し、残りの地域（旧ハイダラーバード州のマラーターワーダー地方を含む）はマハーラーシュトラ州となった。マイソール州は1973年にカルナータカ州に改名された。

(注7) Shiva Rao ed., *Framing of India's Constitution: Study* (New Delhi: Indian Institute of Public Administration, 1966), p. 554.